

第 80 回国民スポーツ大会 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等とともに、医療救護を実施する。

3 実施区分

県委員会及び会場地委員会は、次の区分における医療救護を実施する。

(1) 県委員会

- ア 総合開・閉会式会場及びその周辺
- イ 県委員会主催の大会関連イベント会場等

(2) 会場地委員会

- ア 競技会場及び練習会場
- イ 会場地委員会主催の大会関連イベント会場等
- ウ 宿舎（転用施設を含む。）

4 実施業務

医療救護業務は、次の事項を実施する。

(1) 医療救護体制の整備

ア 救護本部の設置

会場等における医療救護業務の総括、関係各所との連絡調整等を担うため、救護本部を設置する。

イ 救護所の設置等

(ア) 会場等における傷病者の応急処置及び関係医療機関との連絡調整等を担うため、救護所を設置する。

(イ) 救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(ウ) 救護所には、救護班及び必要に応じて移動救護班を配置する。

(エ) 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー及び事務職員等により、必要に応じた編成とする。

ウ 応急処置の実施

救護班及び移動救護班は、傷病者の応急処置、医療機関その他関係機関との連絡調整等、必要な措置を行う。

エ 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途関係機関と協議して定める。

オ 医療機関の確保等

傷病者が発生した場合に備え、医療機関その他関係機関の確保や緊急時の連絡体制を整備する。

(2) 医療救護体制の周知

傷病発生時の患者への対応が適正に図られるよう、大会参加者等や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

5 その他

- (1) 県委員会及び会場地委員会は、それぞれの区分における医療救護の実施に要する経費を負担する。
- (2) 救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。
- (3) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、別に定める。
- (4) 県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。